

投資型年金保険

ステップライフ

マニユライフ生命の変額個人年金保険(年金総額保証Ⅱ型)

契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

この保険契約のお申し込みをされる際には、この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」の内容もあわせてご確認くださいませよう願いたします。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニユライフ生命の変額年金カスタマーセンターへご連絡ください。

変額年金カスタマーセンター

TEL 0120-925-008

受付時間:月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

●「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約の申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。
「契約概要」・・・P1 「注意喚起情報」・・・P8

●「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」では「保証金額付特別勘定年金」、「指定代理請求特約(変額個人年金保険用)」、「遺族年金特約(変額個人年金保険用)」をそれぞれ「特別勘定年金」、「指定代理請求特約」、「遺族年金特約」と省略して記載します。

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

本社/東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>

変額年金カスタマーセンター

☎ 0120-925-008 受付時間/月～金曜日 9時～17時
祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

(登)マニユライフ(投商)09-50841(21.12.22)326791
平成22年3月現在



引受保険会社

Manulife

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、記載の支払事由や給付に關するの制限事項、資産運用に關する事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項、資産運用に關する事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については「注意喚起情報」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
 - 「年金の合計額の最低保証」については、以下の点にご注意ください。
 - ・毎年支払われる年金には、雑所得として所得税・住民税が課税されますが、その税額については考慮していません。
 - ・年金支払時の雑所得の金額が25万円以上となる場合、その金額の10%が年金額から源泉徴収税額として差し引かれますが、その税額については考慮していません。そのため、「ボーナスプラン」の場合、源泉徴収税額を差し引いた後の年金の合計額は、一時払保険料の105%を下回ることがあります。
- ※税務上のお取り扱いについては、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

①引受保険会社について

- 引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

本社/東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
 ホームページ/http://www.manulife.co.jp/

- 生命保険のお手続きやご契約に關する苦情・照会につきましては、マニユライフ生命保険株式会社（以下、「マニユライフ生命」といいます。）の変額年金カスタマーセンターへご連絡ください。

変額年金カスタマーセンター

電話/0120-925-008

受付時間/月～金曜日 9時～17時（祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます）

②保険商品の仕組み

- ステップライフ（変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型））は、一時払保険料（契約初期費用を除く）を特別勘定で運用し、その運用実績によって年金額、解約返戻金額や死亡一時金額等が変動する生命保険（変額個人年金保険）です。

⚠️運用のリスクについて

この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。

このため、**株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額（一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額）が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に帰属します。

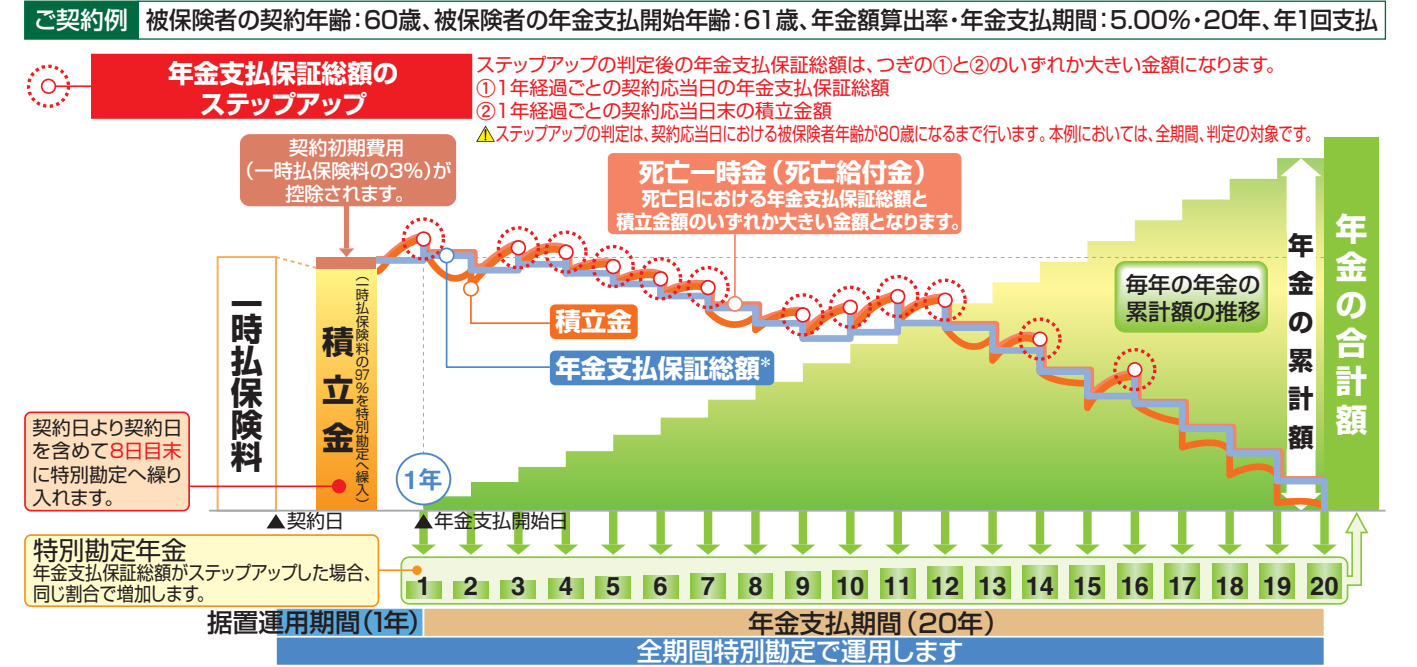
- 年金支払期間満了時における年金の合計額は、一時払保険料の100%または105%が最低保証されます。

⚠️据置運用期間中に解約した場合の解約返戻金、または年金支払期間中に解約した場合の解約返戻金と解約計算基準日（マニユライフ生命がご請求を受け付けた日の翌営業日）までにお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回ることがあります。

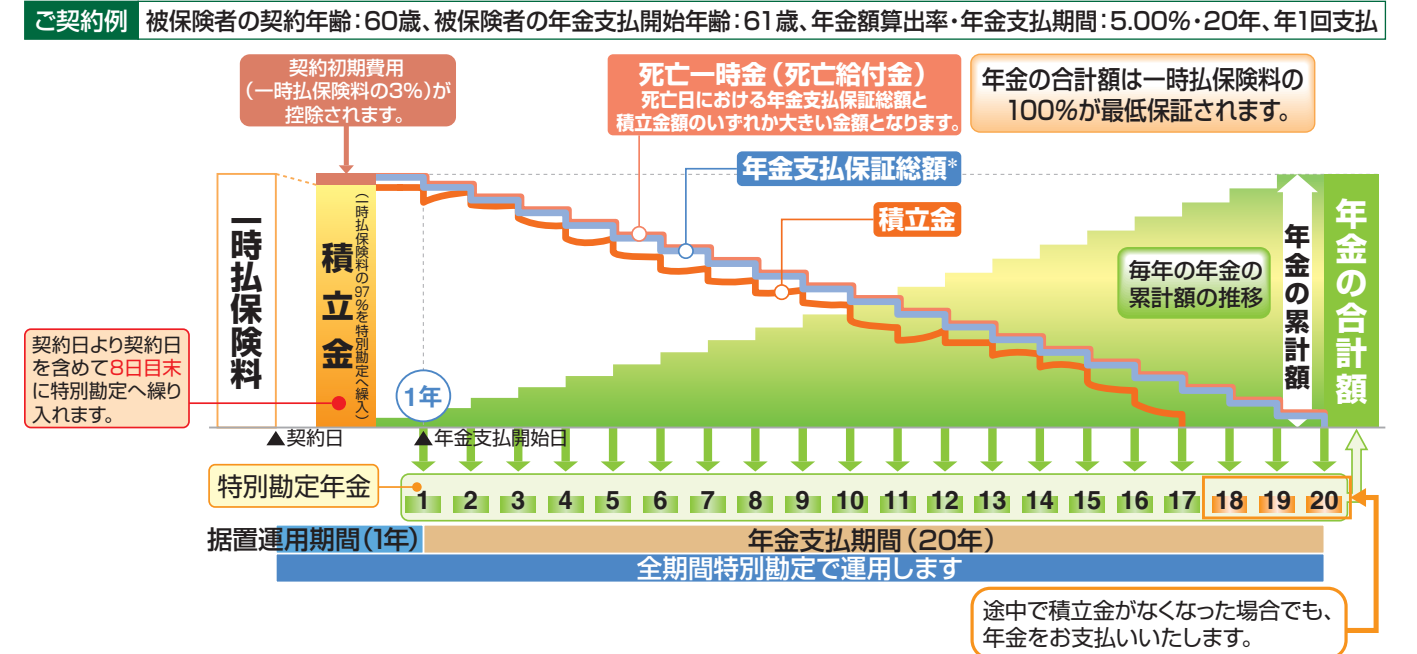
- 早期受取プラン、ボーナスプランのいずれかをご選択いただけます。

1. 早期受取プラン

イメージ図①



イメージ図②

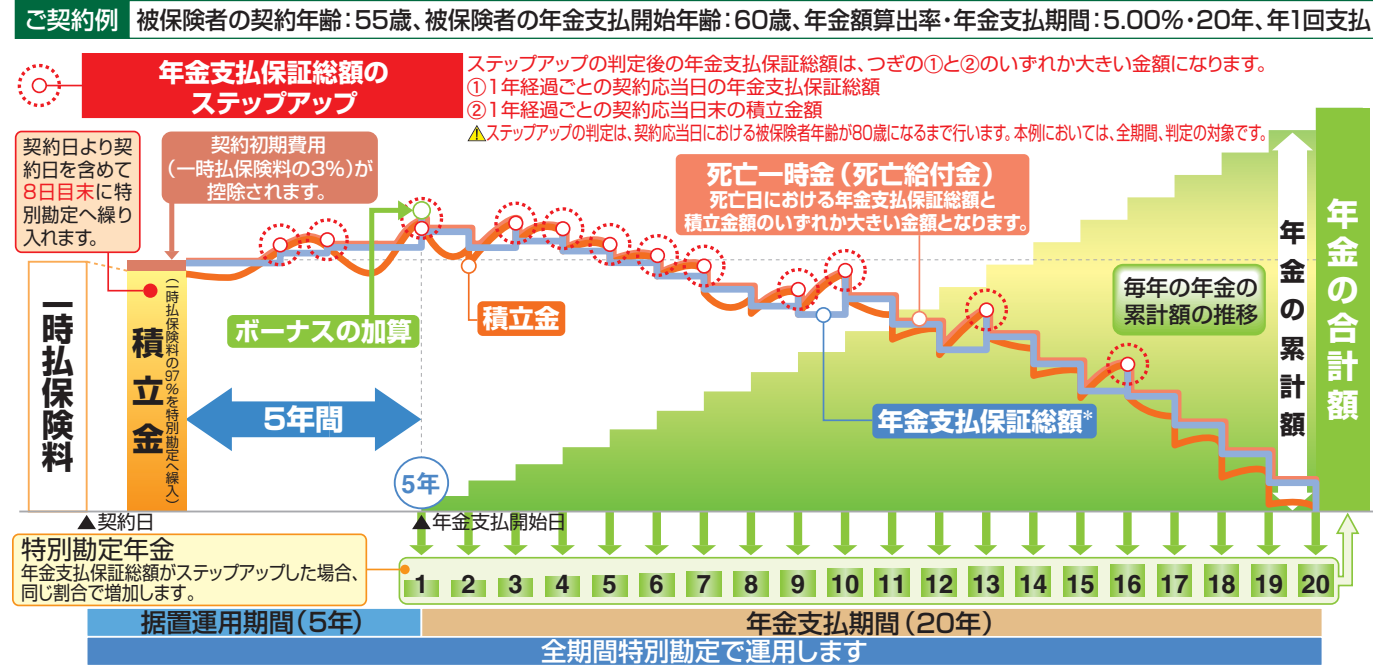


※早期受取プランのイメージ図①は契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその契約応当日の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額がステップアップしたものと仮定して作成しています。イメージ図②は年金支払保証総額がステップアップしない場合を仮定して作成しています。いずれも一部解約がなかったものとして作成しています。将来の年金支払保証総額、年金額、積立金額および死亡一時金額等を保証するものではありません。

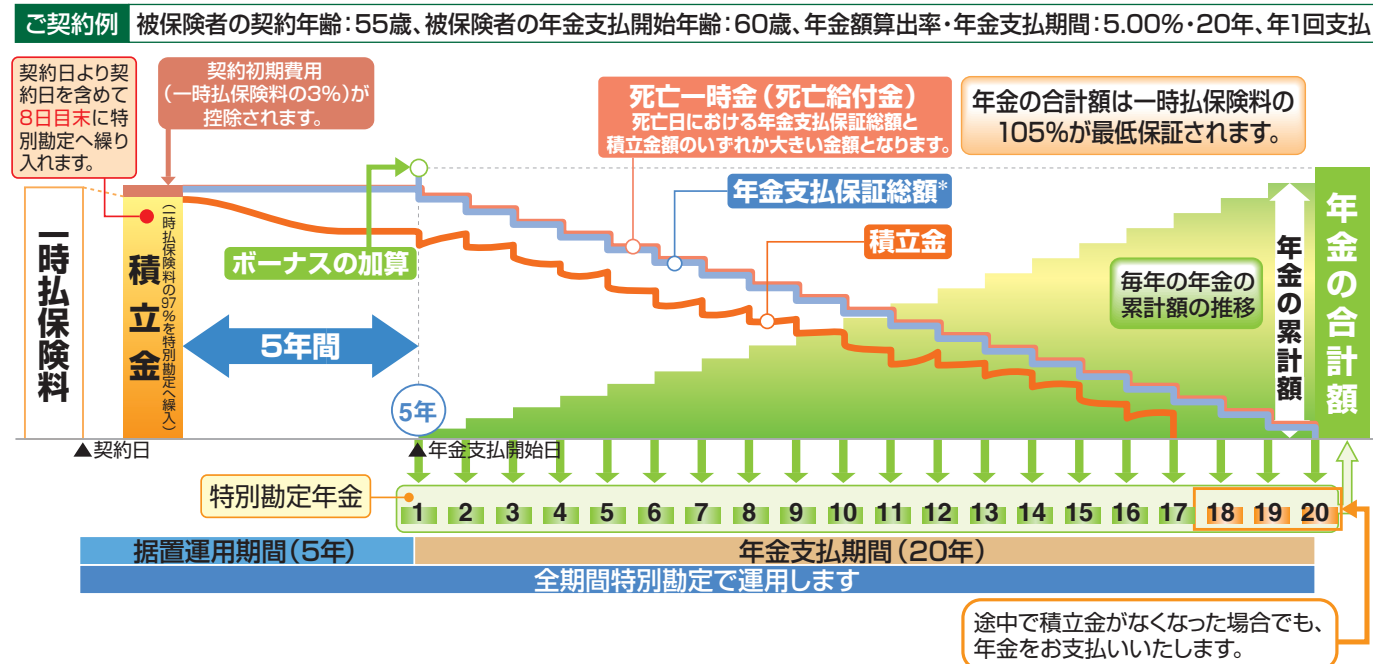
*年金支払保証総額とは、年金額および死亡給付金額、死亡一時金額を計算する際に使用する金額をいいます。ご契約当初は一時払保険料と同額ですが、ステップアップにより増加し、年金のお支払いや据置運用期間中の一部解約によって減額します。

2. ボーナスプラン

イメージ図①



イメージ図②



※ボーナスプランのイメージ図①は契約日から1年経過ごとの契約当日末の積立金額がその契約当日の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額がステップアップしたものと仮定して作成しています。イメージ図②は年金支払保証総額がステップアップしない場合を仮定して作成しています。いずれも一部解約がなかったものとして作成しています。将来の年金支払保証総額、年金額、積立金額および死亡一時金額等を保証するものではありません。

*年金支払保証総額とは、年金額および死亡給付金額、死亡一時金額を計算する際に使用する金額をいいます。ご契約当初は一時払保険料と同額ですが、ステップアップやボーナスの加算により増加し、年金のお支払いや据置運用期間中の一部解約によって減額します。

③保険期間および保障内容

●据置運用期間・年金支払開始年齢

	据置運用期間*	年金支払開始年齢
早期受取プラン	1年	1~76歳
ボーナスプラン	5年	5~80歳

*契約日より年金支払開始日の前日までの期間です。一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を契約日より契約日を含めて8日目末に特別勘定へ繰り入れます。

●年金支払期間

1. 早期受取プラン

被保険者 契約年齢	年金額算出率・ 年金支払期間		
	5.00%・ 20年	3.33%・ 30年	2.50%・ 40年
0歳~65歳	○	○	○
66歳~75歳	○	○	×

2. ボーナスプラン

被保険者 契約年齢	年金額算出率・ 年金支払期間		
	5.00%・ 20年	3.33%・ 30年	2.50%・ 40年
0歳~61歳	○	○	○
62歳~71歳	○	○	×
72歳~75歳	○	×	×

※最後の年金をお支払いする契約当日における被保険者の年齢は、105歳以下とします。そのため、お選びいただける年金額算出率・年金支払期間は、ご契約時の年齢とプランによって異なります。上記の表で×がついているご契約パターンではお申し込みいただけませんのでご注意ください。

●保険期間

プラン	年金額算出率・ 年金支払期間		
	5.00%・20年	3.33%・30年	2.50%・40年
早期受取プラン	21年	31年	41年
ボーナスプラン	25年	35年	45年

●被保険者が死亡した場合の保障内容

据置運用期間中	年金支払期間中
死亡給付金 つぎのいずれか大きい金額をお支払いします。 *死亡日の年金支払保証総額 *死亡日の積立金額	死亡一時金 つぎのいずれか大きい金額をお支払いします。 *死亡日の年金支払保証総額 *死亡日の積立金額

●年金の継続支払について

被保険者が死亡した場合、年金受取人(被保険者と年金受取人が同一の場合はその相続人)のお申し出により、死亡一時金のお支払いにかえて、特別勘定で運用する年金の継続支払をご選択いただけます。

※死亡給付金などの支払事由に該当し、死亡給付金などが支払われた場合には、ご契約は消滅します。

- ▲つぎのような場合には、死亡給付金などをお支払いいたしません。
1. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺などの免責事由に該当した場合
 2. 保険契約者、受取人がこの保険契約の死亡給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
 3. 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取消となった場合
 4. 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金などの請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金などの不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合
 5. 告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合
- ※支払事由が発生する事象、ご請求手続、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

④引き受け条件

	条件
被保険者契約年齢	0～75歳（満年齢）
保険料のお取り扱い	1被保険者あたり200万円以上5億円以下（1円単位） ※マニュアル生命で投資型年金保険のご契約がある場合は、合算して5億円を超えることができません。
保険料の払込方法	一時払のみ
年金受取人	契約者または被保険者
告知について	申込時に書面で職業について正しくお知らせください。
保障の責任開始日	マニュアル生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日を責任開始の日（契約日）とします。
クーリング・オフ	クーリング・オフ（お申し込みの撤回・保険契約の解除）制度の対象です。 お申し込み後、ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面（封書）により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。

基本保険金額（一時払保険料）・プラン・年金支払期間等、ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

⑤特約について

この商品には以下の特約を付加することができます。

- 指定代理請求特約
年金受取人が被保険者の場合で、年金受取人が傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができない等の事情により年金を請求できないときに、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、つぎの方のうちお1人を指定代理請求人としてご指定いただきます。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者の直系血族※指定代理請求人は、年金の請求時においても、上記のいずれかに該当することが必要です。
※ご契約者が法人の場合、付加することはできません。
- 新後継年金受取人指定特約
年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合、あらかじめご指定いただいた後継年金受取人を新たな年金受取人として、その後の年金をお支払いします。
年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。
年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった際のお支払いは、後継年金受取人につぎのいずれかをご選択いただきます。
 - ・死亡一時金
 - ・年金の継続支払
- 遺族年金特約
据置運用期間中（「早期受取プラン」は契約日から1年、「ボーナスプラン」は契約日から5年）に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金とし、死亡給付金受取人に年金（一般勘定年金）をお支払いします。被保険者生存時はご契約者の、被保険者がお亡くなりになった後（死亡給付金をお支払いする前）は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。死亡給付金をお支払いした後に付加することはできません。
年金種類は確定年金（5年・10年・15年・20年・25年・30年）です。
※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率^(注)等）により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。
※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。
※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率^(注)等）により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。
(注) 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

⑥配当金に関する事項

配当金はありません。ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当*を行います。
*年金基金についてはマニュアル生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。

⑦解約返戻金に関する事項

- 据置運用期間中または年金支払期間中にご契約を解約した場合、解約返戻金をお支払いします。なお、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 据置運用期間中にご契約を一部解約*した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、ご契約を一部解約した際には、年金の合計額の最低保証はありません。
*年金支払期間中は一部解約のお取り扱いがありません。また、一部解約後の年金支払保証総額が100万円未満となる場合、一部解約はできません。
- 解約計算基準日（マニュアル生命が解約のご請求を受け付けた日の翌営業日）が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額になります。
- 特別勘定への繰入日以後、解約返戻金額は解約計算基準日における積立金額です。

⚠据置運用期間中に解約した場合の解約返戻金、または年金支払期間中に解約した場合の解約返戻金と解約計算基準日までにお支払いした年金の累計額との合計額は、一時払保険料を下回ることがあります。
⚠ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金支払保証総額も減額されます。

⑧特別勘定について

- 特別勘定への繰り入れ
契約日より契約日を含めて**8日目末**に、一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。
- 特別勘定の種類と運用方針

特別勘定名		世界分散型40	
特別勘定の運用方針		主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。	
主な投資対象となる投資信託	投資信託名	三菱UFJバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	
	運用方針	国際分散投資によりリスクの低減をはかりながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。 ご参考:各資産の運用の特色	
		日本株式	東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果を目指して運用を行います。
		外国株式	MSCIコクサイインデックス(円換算ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。
		日本債券	NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行います。
外国債券(ヘッジあり)		シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。	
外国債券(ヘッジなし)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。		
		<small>※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。</small>	
運用会社		三菱UFJ投信株式会社	
費用	保険関係費	特別勘定の資産総額に対して、年率2.56%を乗じた金額	
	運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に年率0.3318%(税抜:年率0.316%)を乗じた金額(信託報酬*)	

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

- 特別勘定資産の評価方法
特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金の増減に反映させます。特別勘定資産の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法は将来関係法令、会計慣行の変更等により変更することがあります。
 - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

⑨諸費用について

ご負担いただく費用はつぎのとおりです。
 本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります（ただし、特定のお客様には、別途、年金管理費がかかりますのでご注意ください。）。

《ご契約時にご負担いただく費用》

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に3%を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際に一時払保険料から控除します。

《特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用》

- 特別勘定での運用期間中は、毎日、つぎの費用を積立金から控除します。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	死亡給付金、年金などの最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	特別勘定の資産総額に対して、年率2.56%を乗じた金額	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬*などが含まれます。	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に年率0.3318%（税抜：年率0.316%）を乗じた金額（信託報酬*）	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
 ※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
 ※年金支払開始日以後、積立金がなくなった場合、それ以降は保険関係費、運用関係費を控除しません。

《その他の費用》

- 遺族年金特約を付加した保険契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額（年額）に1%を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」はご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
 この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎのとおりです

本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります（ただし、特定のお客様には、別途、年金管理費がかかりますのでご注意ください。）。

《ご契約時にご負担いただく費用》

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に3%を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際に一時払保険料から控除します。

《特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用》

- つぎの費用を控除したうえでユニットプライスは計算されます。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	死亡給付金、年金などの最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	特別勘定の資産総額に対して、年率2.56%を乗じた金額	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬*などが含まれます。	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に年率0.3318%（税抜：年率0.316%）を乗じた金額（信託報酬*）	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
 ※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
 ※年金支払開始日以後、積立金がなくなった場合、それ以降は保険関係費、運用関係費を控除しません。

《その他の費用》

- 遺族年金特約を付加した保険契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額（年額）に1%を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

この保険には運用のリスクがあります

- この保険の資産は、特別勘定*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額（一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額）が払込保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。
*特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類とは区分し、独立した管理・運用を行います。
- この保険では、特別勘定に繰り入れた保険料（一時払保険料から契約初期費用を控除した金額）*は、特別勘定において主に有価証券で運用されます。
*保険料は、契約日から契約日を含めて8日目末に特別勘定に繰り入れられます。
- 特別勘定での資産運用の成果とリスクは、すべてご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、同じ。）に帰属します。特別勘定における資産運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、マニュアル生命または第三者（生命保険募集人等）がご契約者に対し何らかの補償・補填をすることはありません。

**①保険契約のお申し込みの撤回
または保険契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）**

- 生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご検討くださるようお願いいたします。
- お申し込み後ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返します。

②ご職業をありのままお知らせください（告知義務）

- ご契約にあたっては、現在の職業について、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権はマニュアル生命が有しています。マニュアル生命の職員または生命保険募集人（代理店を含みます。）には告知受領権はなく、マニュアル生命の職員または生命保険募集人に口頭でお話されただけでは告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。
- 保険契約を解除した場合には、解約返戻金があればその金額をご契約者等にお支払いします。
- マニュアル生命の職員またはマニュアル生命で委任した者が、死亡給付金等のご請求の際に保険契約のお申し込み内容や告知内容についてご確認にお伺いすることがあります。

③保障の責任開始期について

- この保険は、お申し込みいただいた保険契約をマニュアル生命がお引き受けすると決定（＝承諾）する前に、あらかじめ一時払保険料相当額をお預りします。
- マニュアル生命が保険契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みと告知がともに完了した時にさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。
- お払込日は、一時払保険料相当額がマニュアル生命指定の金融機関の口座に着金した日とします。

④死亡給付金などをお支払いできない場合

- つぎのような場合などには、死亡給付金などのお支払いをいたしません。
- 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺などの免責事由に該当した場合
- 保険契約者、受取人がこの保険契約の死亡給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
- 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取消となった場合
- 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金などの請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金などを不法に取得する目的または他人に死亡給付金などを不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合
- 告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合

⑤解約・一部解約

- 年金支払開始日の前日までの期間であれば、いつでも解約または一部解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 年金支払開始日以後も、いつでも解約し、解約返戻金を請求することができます。ただし、一部解約をすることはできません。
- 解約返戻金額は、そのご請求をマニュアル生命が受け付けした日の翌営業日（この日を「解約計算基準日」または「一部解約計算基準日」といいます。）の積立金額（一部解約の場合は、減額された積立金額）です。
○解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって増減します。最低保証はありませんので、一時払保険料よりも少額となる場合があります。
○年金支払開始日以後に積立金がなくなった場合、保険契約を解約しても、解約返戻金はありません。
- 解約計算基準日または一部解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額相当額（一部解約の場合は、減額された基本保険金額相当額）となります。
- 一部解約をした場合、基本保険金額、年金支払保証総額および積立金額は同一の割合で減額されます。
- 一部解約後の年金支払保証総額が100万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。
- 年金の継続支払をした場合、解約をお取り扱いできません（年金の一括支払をご利用ください）。

**⑥信用リスクと生命保険契約者保護機構について
（マニュアル生命は生命保険契約者保護機構に加入しています）**

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構は、会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うことなどにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることを目的としています。
- 救済会社への保険契約の移転に際しては、責任準備金の削減、契約条件の算定基礎となる基礎率の変更などにより、ご契約時の保険金額、年金額等が削減される場合があります。
- 生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時】
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

⑦この商品は生命保険です

- この商品は、マニュアル生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 生命保険募集人は、お客様とマニュアル生命の保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してマニュアル生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、生命保険募集人のうち、社団法人生命保険協会において別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみがお取り扱いを行うことができます。

⑧現在ご契約中の保険契約を解約・減額することを前提に 新たな保険契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります

- 現在の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点についてご契約者にとって不利益となります。
- 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者のご職業などによりお断りする場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日から3年以内の自殺による死亡の場合、告知義務違反によってご契約が解除された場合など、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

特に現在ご契約中の一時払変額個人年金保険を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方は、以下の事項をご留意ください。

- 一時払変額個人年金保険の解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動します。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、運用実績によっては解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、解約返戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅し、また年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額の最低保証は消滅します。
- 一時払変額個人年金保険を一部解約された場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。また、年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額が最低保証される額は減額されます。なお、一部解約された場合、解約せずにご契約を継続された場合に比べて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。
- 解約控除のある一時払変額個人年金保険を解約控除の適用期間中に解約した場合、契約日または増額日からの経過年数に応じた解約控除を積立金額（一部解約の場合は一部解約請求額）から控除した金額が解約返戻金額となります。

⑨変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）には特別勘定群を設定しています

- 変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）では、1つの特別勘定をグループ化した特別勘定群を販売窓口ごとに設定しています。
- ご契約者は、お申し込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、ご契約時の保険料の繰り入れをすることはできません。
- 詳細については、「ご契約のしおり/約款」および「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- 当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関するお問い合わせは、マニュアル生命変額年金カスタマーセンターにお申し出ください。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

⑩税務のお取り扱いについて

ご契約時

お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

年金支払開始日前

- 解約（解約返戻金が必要経費を上回る場合）

20%源泉分離課税

- 被保険者死亡の場合

- 死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

ご参考：相続税法第12条「保険金の非課税限度額」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります（相続税法第12条）。
法定相続人数には相続を放棄した人も含まれます。

- 遺族年金特約を付加していた場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税	所得税（雑所得） + 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税	

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費（一時払保険料等） - 特別控除（50万円）} × 1/2

年金支払開始日以後

- 特別勘定年金

所得税（雑所得）+ 住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合、年金支払開始時に贈与税が課税されます。

- 解約（解約返戻金が必要経費を上回る場合）

所得税（一時所得）+ 住民税

- 被保険者死亡の場合

- 死亡一時金（相続税法第12条「保険金の非課税限度額」の適用はありません。）

契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税

- 年金の継続支払（相続税法第12条「保険金の非課税限度額」の適用はありません。）

契約者	被保険者	年金受取人	被保険者死亡時の課税	年金の継続支払時の課税
本人	本人	本人	相続税	所得税（雑所得） + 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	

税務上のお取り扱いについては、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署にご確認ください。
また、詳細については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

⑪戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合、 手続の延期・停止等をする場合があります

- 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間（取引停止期間）中は、一部のお手続きについて、延期または停止等をする場合があります。

⑫特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針

※特別勘定に関する詳しい内容（特別勘定の種類、運用方針等）については、「契約概要」P6および「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

⑬死亡給付金などの支払に関する手続等について

- お客様からのご請求に応じて、死亡給付金などのお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金などの支払事由が生じた場合、すみやかにマニュアル生命変額年金カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュアル生命変額年金カスタマーセンターに必ずご連絡ください。
- 死亡給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金などの支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が年金受取人となる年金について、年金受取人が年金を請求できないマニュアル生命の定める事情がある場合、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人。）が被保険者の同意を得てあらかじめ指定してください（詳しくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください）。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金支払の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

⑭各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

- 各種お手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページ; <http://www.seiho.or.jp/>）。
- また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会（あっせん委員）を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- なお、この商品にかかわる認定投資者保護団体は、社団法人生命保険協会です。
※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかわる消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。